

現在戸数299戸に対し入居戸数55戸（入居率18.4%）と施設利用が低率状況をふまえ、経済性・効率性による費用対効果からも、用地借上のあり方（施設の集約化により用地の返還も含め）など早急に取り組まれない。

・茂原公園については、桜まつり等では市内外の人が大勢訪れる場所であることから、今後も茂原市の憩いの場となるように、弁天湖から美術館まで一体化した公園として計画、整備に努められたい。

・下水道事業業務継続計画（BCP）については、下水道施設が市民生活にとって重要なライフラインのひとつであり、災害時でもその機能を維持または早期回復させることが必要不可欠であることをふまえ策定、改定されているが、計画に基づいた訓練等を実施し、危機管理体制に万全を期されたい。

お問い合わせは、
監査委員事務局（9階）
☎(20)15600、FAX(20)16007へ。



▲コンポスター

ごみを減量化する有効な方法としては、生ごみの堆肥化があります。

生ごみは水分が多く燃えにくいいため、ごみ処理場の処理能力低下の原因にもなります。

市では、生ごみ処理機の購入に対する補助、生ごみ堆肥化容器（コンポスター・EM容器）の助成販売（市で購入したものに補助金を差し引いた額で販売）など、減量化に向けて取り組んでいます。

◆家庭用生ごみ処理機補助金制度

・補助金額
購入額の1/2（千円未満切り捨て。ただし上限1万8千円）

・必要書類等

補助金交付申請書、販売店発行の領収書、品質保証書、身分証明書、通帳、印鑑。

※申請書は、環境保全課窓口

で入手または同課ウェブページからダウンロードできます。

◆生ごみ堆肥化容器助成販売

コンポスター	
130型	2800円
190型	3180円
230型	4370円
EM容器（EMバケツ2個）	1920円

※茂原市内に住所を有し、現に居住している方が対象。

お問い合わせは、
環境保全課（6階）
☎(20)1504、FAX(20)1604へ。

交通事故などで

保険証を使用する場合
合は届出を

交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、医療費は本来加害者が負担しますが、保険証を使用して治療を受けることも可能です。その際は市へ「第三者の行為による傷病届」、「交通事故証明書」等を届け出る必要があります。

届出により、医療費の一部を市が立て替え、加害者にその過失割合に応じた額を請求

します。

◆負傷原因調査

市では、診療報酬明細書（レセプト）等をもとに負傷原因調査を行っています。

この調査は、けがにより保険証を使用して医療機関等で治療を受けた場合、その原因が第三者の行為によるものかを確認するためのものです。

【調査対象者】

外傷性の傷病名で、けがの原因が第三者行為による可能性のある方。

【調査方法】

対象者に「負傷原因届」を送付し、回答を依頼。

お問い合わせは、
国保年金課（2階）
☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求はお済みですか

第十回特別弔慰金の請求受付が開始されています。平成27年4月1日において、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、戦没者等の

死亡当時のご遺族一人に支給されますので、お早めに請求をお願いします。

◆支給対象者

①平成27年4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金」の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容

額面25万円、5年償還の記

名国債

◆請求期間

平成30年4月2日(月)まで

◆請求窓口

社会福祉課、本納支所

お問い合わせは、
社会福祉課（7階）
☎(20)1571、FAX(20)1605へ。